

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
中間整理 概要

平成20年10月1日(水)

文化審議会著作権分科会

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

目 次

- 1 検討の背景 1
- 2 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について . . . 2
- 3 権利者不明の場合の利用の円滑化について 3
- 4 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について . 5
- 5 保護期間の在り方について 7
- 6 議論の整理と今後の方向性 11

1 検討の背景（第1章）

「著作権法における今後の検討課題」(平成17年1月24日文化審議会著作権分科会)

「欧米諸国において著作権の保護期間が著作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討する」

一方で、慎重に議論すべきとの関係団体の意見も

仮に保護期間を延長する場合には、権利調査が一層困難になる、既存の創作物を利用した二次創作やアーカイブ活動の制約になるなどの課題がある等の指摘



保護期間の在り方について、以下の著作物等の利用円滑化方策と併せて議論

◆過去の著作物等の利用の円滑化方策について

(多数権利者が関わる場合、権利者不明の場合の著作物等の利用の円滑化方策)

◆アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策

(図書館、博物館、放送事業者等においてアーカイブ事業を円滑に行うための方策)

◆意思表示システム

(クリエイティブコモンズ、自由利用マークの等の利用に伴う法的課題)

2 多数の権利者が関わる場合の利用の円滑化（第2章 第2節）

- ・70年に延長した場合には、ひ孫の代になり遺族の数が増えるために許諾手続きが煩雑になるのではないか。
- ・デジタルコンテンツ流通促進法制として、放送番組の二次利用促進が求められているが、出演者等の一部の者から許諾が得られないことにより、コンテンツ全体の二次利用が妨げられているのではないか。

●「共同実演」の適用範囲の検討

- ・ 放送番組等の実演を「共同実演」と解することができる場合には、「正当な理由」がなければ共有者間の利用許諾の合意が妨げられないため、二次利用が促進されるとも考えられる。
- ・ しかし、実務上の処理に照らせば、「共同実演」の概念に該当するものは限られており、逆に、「共同実演」の範囲の捉え方によっては、その一部分の利用の際であっても全員の許諾が必要となるなど、一長一短がある。

●許諾が得られない事例の分析

放送番組の二次利用の許諾が得られない事例（過去の演技の出来が悪い、プロダクションによる実演家の露出コントロール、対価に満足できない等の理由による許諾拒否）を検証した結果、必ずしも不当な理由による許諾拒否とは言い切れず、むしろ、実務上は、インターネットの番組配信がビジネスモデルとして未成熟であることや、引退等の理由で不明者の許諾が得られないことの方が問題。

明確に効果がある制度的な対応策を見出すことは困難だが、引き続き権利の集中管理の促進、適正な利益再分配ができるビジネスモデルの構築等の関係者の取組が必要。

3 権利者不明の場合の利用の円滑化①（第2章 第3節）

- ・ 70年に延長した場合には、転居等により権利者情報が管理しきれなくなる割合や相続により権利管理の自覚のない遺族が増えるのではないか。
- ・ 過去の放送番組等をインターネットに流通させる場合、再契約をする必要があるが、権利者不明の場合にはそれができないため、二次利用の阻害要因となっているのではないか。

民間の取組

- 二次利用を前提とした契約の促進 例) 日本経団連を中心に契約のガイドラインを策定
- コンテンツホルダーによる権利情報の管理 例) 各放送事業者等において取組を推進
- 権利管理団体による権利の集中管理 例) 音楽、脚本、実演、レコード^{レコード}の分野でネット送信の権利を一任型管理
- 権利者情報のデータベースの整備 例) 各権利者団体において取組を推進

対応策にかかわらず権利者不明になってしまう場合もある。

- 使用料を一定の機関にプールし、権利者が現れた場合に事後精算で調整する仕組み

しかし、最終的な法的リスクがなくなるわけではない。

- ・ 現在、制度的な措置としては、権利者不明の著作物等を適法に利用しようとする場合、著作権について文化庁長官の裁定制度がある。
- ・ しかし、時間や費用がかかる、著作権隣接権には裁定制度自体がない等の問題。

3 権利者不明の場合の利用の円滑化②（第2章 第3節）

民間の取組ではカバーできない部分について制度的な対応が必要

現行裁定制度の手続きの運用改善の可能性や著作隣接権の裁定制度の創設について検討しつつ、その他、新たな制度による対応可能性として以下の案を検討

●A案

イギリスで検討されている制度を参考としつつ、相当な努力をして搜索しても権利者が見つからない場合には、著作物等の利用ができるとする権利制限規定を設ける。

権利者が判明した場合には、通常の使用料相当額を支払う。

●B案

民間の自主的な取組として検討されている「第三者機関」の取組を参考としつつ、相当な努力をして搜索しても権利者が見つからない場合に、「第三者機関」に使用料相当額を支払うことを条件に、事後の権利追及に関して免責される規定を設ける。

今後、次のような点について詳細を検討しつつ、制度的措置を行うことが必要。
(搜索についてのガイドラインの必要性、利用記録の公示の方法、権利者が現れた後の取扱いなど)



4 次代の文化の土台となるアーカイブ活動の円滑化①(第2章 第4節)

- ・ 70年に延長した場合には、アーカイブを構築する際の権利処理が現在以上に負担がかかるのではないか。
- ・ デジタル技術の進展、インターネット技術を活用して情報を共有する習慣が広まってきている中で、インターネット等を通じて多くの者が情報を共有できる環境を整備することが重要ではないか。

コンテンツ事業者自らが
行うアーカイブ活動

現在、コンテンツ提供者が、自らアーカイブを構築する取組が進められている。

例)NHKアーカイブス、歴史的音盤アーカイブ、
オンデマンド復刻出版 など

コンテンツの二次利用に関する問題と同じ

↓
多数の権利者が関わる場合、
権利者不明の場合の利用円滑化方策と
同様の視点で円滑化方策を考えることができる。

コンテンツ提供者以外が
行うアーカイブ活動

市場に置かれたコンテンツを他者が収集・保存
をする場合、民間のコンテンツビジネスとの
役割分担、相互補完・協調を考慮して検討を
進める必要がある。

図書館等を代表例として検討

↓
次ページへ

4 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化②(第2章 第4節)

図書館等での資料の体系的な保存、国民の情報アクセスの保障の観点から、所蔵資料のデジタルアーカイブ活動を円滑に行うことができるようにすることが必要ではないか。

制度面の対応

● 国立国会図書館における納本直後のデジタル化 → 法律上明確化

現行法上、国会図書館に納本された書籍等を将来の保存のために直ちにデジタル化(複製)することが認められるかどうかは必ずしも明らかでないため、著作権法上明確にする。

● 媒体変換のための複製 → 解釈の明確化

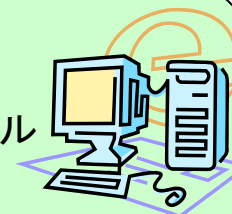
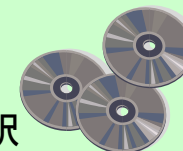
記録技術や再生手段の変化に対応するための複製について、著作権法第31条第2号の解釈により可能であることを明確にする。

運用面の対応

● 国立国会図書館でデジタル化された資料の利用

- ・デジタル化された資料は多様な利用が可能となるために、館内閲覧やコピーサービスのルールについて関係者間で協議が必要。
- ・デジタル化された資料をインターネットを通じて閲覧に供したり、他の図書館や利用者に複製物を提供する場合、権利者の許諾を得て行うことが原則となるが、図書館間の相互貸借を円滑に行うための方策について関係者間で協議が必要。

→ 権利保護やコンテンツ流通ビジネスに与える影響を考慮しつつ、引き続き検討が必要。



5 保護期間の在り方について①（第3章 第2節）

現行の制度

現行著作権法の制定の際に(1970年)著作権関係条約の改正規定と他国の動向を考慮し、旧法の死後30年までとの年限に替えて、死後50年との年限を採用

一般の著作物	死後50年(写真は1996年から)
無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年(2003年までは公表後50年)
著作隣接権	行為後50年

諸外国の状況

- ・条約上の義務は死後50年までを保護すること(ベルヌ条約第7条)。
- ・これは最低限のものとしており、各国がそれ以上の年限とすることも可能。これにより、現在、保護期間を死後70年以上とする国は、ベルヌ条約締結国163ヶ国中、70ヶ国

【参考】

- ◆ドイツ 1965年に、平均寿命の伸長等を理由に死後70年までに延長。
- ◆EU 1993年に、域内市場を円滑に機能させること等を理由に、死後70年に設定するよう指令
→イギリス(1995年)、フランス(1997年)等も当該指令を国内法制化。
- ◆アメリカ 1998年に、EU諸国との調和を図ること、著作権保護強化は国益になること、創作インセンティブを促進すること等を理由に、死後70年までに延長。
- ◆オーストラリア 2005年に、米豪FTAの締結に伴い、死後70年までに延長。
- ◆韓国 2007年に、米韓FTAの締結に伴い、死後70年までに延長する法案を閣議決定。

5 保護期間の在り方について②（第3章 第3節）

保護期間の延長の可否を検討するに当たって、著作物等の利用の円滑化方策との関係のほか、以下の視点から検討。

- ◆保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係
- ◆文化の発展への寄与、創作意欲への影響
- ◆文化創造サイクルへの影響
- ◆デジタル・ネット時代における情報流通の在り方との関係

延長すべきと主張する主な意見

慎重に議論すべきと主張する主な意見

1. 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景（平均寿命、市場統合、貿易上のメリット等）との関係

- コンテンツの取引の主な相手国である欧米との国際的な調和が必要である。
- ネット時代では物理的な近接性がなくとも自由な流通を考慮することはあり得ないことではない。
- 出産年齢の高齢化や、寿命が2世代のうちに10年延びるという条件下なら、70年も正当化される。
- コンテンツ輸出大国を目指す中で、将来は国際収支の上で国益があると予測される。
- 保護期間が切れている国にサーバーを置いて著作物を発信すれば、保護期間が切れていない国からでもダウンロードでき、保護の実効性を高めるために国際調和が必要。
- 日本で著作物を最初に公開しないと判断されて著作物の空洞化がおこるのではないか。

- 条約上は50年が国際基準とされているのであり、欧米以外のアジア等との調和が崩れる。
- EU域内の商品・サービスの自由流通が強く求められていたことと日本とは事情が異なる。
- 遺族だけでなく作者自身の寿命も伸びるため、寿命の伸長は保護期間を延長する論拠とならない。
- 日本の著作権の国際収支は赤字であり、延長することで輸入超過や知財の偏在を固定化してしまう
- 各国で保護期間以外にも権利の与え方等の違いはあり、インターネットによる国際な著作物の流通において保護の実効性を保護期間の調和だけで対処する問題ではない。
- 保護期間が異なるだけでビジネスが止まることはあり得ず、マーケットの価値で検討するはずである。

5 保護期間の在り方について③（第3章 第3節）

延長すべきと主張する主な意見

慎重に議論すべきと主張する主な意見

2. 文化の発展への寄与

(1) 創作意欲への影響

- 権利が少しでも与えられるのであれば、創作インセンティブが高まる場合がある。
- 作品の価値を高めるための事後投資が必要であり、保護期間延長による収益が、その原資となる。
- 個々の作家にとっては、社会からより大切にされているという直感的な思いが創作のインセンティブになる。
- 延長による利益の増加は小さく、それが新たな創作のインセンティブになることは通常考えにくい。
- 事後投資を行うために権利が必要な場合は限定的で、権利者以外の投資の方が効率的な場合もある。
- 70年ではなく50年だから作品や創作者が大切にされていないと感じる著作者ばかりではない。

(2) コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響

- 過去のヒット作の安定的な収入が、新しい才能の発掘や創作者育成の原資となっているが、延長により原資が増加すれば次代の文化創造が促進される。
- 大半のヒットしないコンテンツについても延長されることによる弊害が問題である。

(3) 公有（パブリックドメイン）による文化創造サイクルへの影響

- インターネット上の利用等は、保護期間内でも手続を経れば可能であり、保護期間が切れてはじめて、それらの利用拡大や利用革新が起こるわけではない。
- 保護期間が切れること（パブリックドメイン化）により、①利用の拡大、②利用方法の革新、③再創造、④取引費用の削減の4つの効果がある。

(4) デジタル・ネット時代における情報流通の在り方との関係

- インターネットを利用した違法行為によって実質的な権利が縮小しているのであり、EUでのレコード・実演家の保護期間延長の提案も収益機会の減少により新人への投資ができなくなっていることが背景にある。
- インターネットで対価を払わないユーザーが多くいる中では、法律と運用・ビジネスとが乖離しており、保護を強めても解決するものではなく、むしろ他の方法で職業クリエイターを育てられないか考えるべき。

5 保護期間の在り方について④（第3章 第3、4節）

3. 文化の発展への影響に関する各論点の関係

◆ 各論点について双方の立場の意見があるが、さらに、各論点のうちどの点を、より重視するかについても立場は分かれる。総合的に捉えると、次の2つの立場。

- ① ごく一部の著作物から得られるメリットのために、残りのメリットのない大多数の著作物についても、延長により著作権が及ぶことは、弊害が大きい。
- ② 流通・利用される著作物は、大体が最近のものであり、延長によって利用者に生じる弊害も、ごくわずかである。

◆ 各論点で指摘された影響に関する代替的な提案、折衷的な提案も出された。

- ① プロのクリエイター育成のためには、保護期間延長ではなく、ネットの違法コピー対策など、別の対応策を考えていくべきではないか。
- ② パブリックドメインになることによるメリットは、各種の権利制限規定を整備していくことにより対応できるのではないか。

※ その他、折衷的な提案として、死後50年から70年までの間は許諾権ではなく報酬請求権にすることや、延長希望者が更新料を支払って登録する制度、延長の20年で得られた使用料を文化振興基金に充てること、翻案権等の一部の支分権については延長しないこと 等

●関連する課題（映画の著作物、著作隣接権、戦時加算）について

➡ それぞれの固有の問題点にも触れつつ、基本的には、著作権についての議論の動向等を踏まえて対応を検討することが適當。

6 今後の議論について（第4章）

●利用円滑化方策と保護期間の在り方との関係について

今回検討されたものだけでなく、他で検討されている利用円滑化方策も含めて、保護と利用のバランスを考慮すべき。

●保護期間の在り方について

保護期間延長のメリットを受けられる少数であるが価値の高い著作物とそれ以外の多数の著作物が存在するという認識について一致。ただし、それを合わせて捉えた場合のメリットについては十分な合意が得られた状況ではない。

一方、保護期間が切れた場合のメリットについても、一例を取り上げての検討に止まっているものもあり、そのメリットの内容や仕組みの検討が必要。

今後、その検討を踏まえつつ、保護期間を延長したメリット、保護期間の切れたメリットを単純比較し、二者択一の形で議論するだけでなく、両方のメリットを受けられる方法なども含めて検討を進めるべき。



利用円滑化方策も含めて、著作権法制全体として、保護と利用のバランスについて調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適當。